

介護支援専門員更新研修のコース選択について

①「介護支援専門員証」の有効期間の更新を希望する

希望しない

希望する

②現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間の中で、介護支援専門員として実務に従事した経験がある(従事している)(注1)

実務に就いたことがない

実務に就いたことがある(実務に就いている)

更新研修54時間コース(実務未経験者)を受講してください

③実務研修又は再研修終了後、更新手続きをしたことがある

ない。更新手続きは初めて

ある。2回目、3回目の更新

④前回の更新は、実務従事者向け研修(専門Ⅰ・専門Ⅱ又は専門Ⅲ)の修了証明書で申請した

いいえ。実務についておらず更新(未経験者向け)54時間コースで更新

はい。実務に就いたことがあり(実務に就いており)専門Ⅰ・Ⅱ又は専門Ⅲで更新

⑤現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間の中で、専門研修課程Ⅰ(専門Ⅰ)に該当する研修を修了している(注1)

修了していない

修了している

更新研修88時間コースの全日程を受講してください

⑥現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間の中で、専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注1)

修了していない

修了している

更新研修88時間コースのうち32時間・専門Ⅱを受講してください

⑦現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間の中で、専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修、又は主任介護支援専門員更新研修を修了している(注1)

修了していない

修了している

更新研修88時間コースのうち32時間・専門Ⅱ又は主任介護支援専門員更新研修を受講してください
※主任介護支援専門員更新研修には受講要件があります

更新研修の免除要件を満たしています。介護支援専門員証の有効期間が6か月未満になった日から有効期間満了日までの間に、埼玉県に更新交付申請をしてください。

(注1) 現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間とは…有効期間満了日等は、必ずご自身の介護支援専門員証で御確認ください。

- 初めての更新の方：登録年月日から有効期間満了日までの5年間
- 前回、再研修を受講された方：交付年月日から有効期間満了日までの5年間
- 2回目、3回目の更新の方

【有効期間満了日-5年】 【専門員証の有効期間満了日】
年 月 日の翌日から 年 月 日までの5年間

※前回の有効期間満了日と一致します。

例) 専門員証の有効期間満了日が令和4年(2022年)2月28日場合
有効期間満了日-5年は、令和2年-5年=平成29年なので、
現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間は、
【有効期間満了日-5年】 【専門員証の有効期間満了日】
平成29年2月28日の翌日から令和4年2月28日までの5年間となる

介護支援専門員としての業務については、実施要領で御確認ください。

有効期間が過ぎると介護支援専門員として働くことができません

再度介護支援専門員として働く場合、「再研修」の受講が必要です